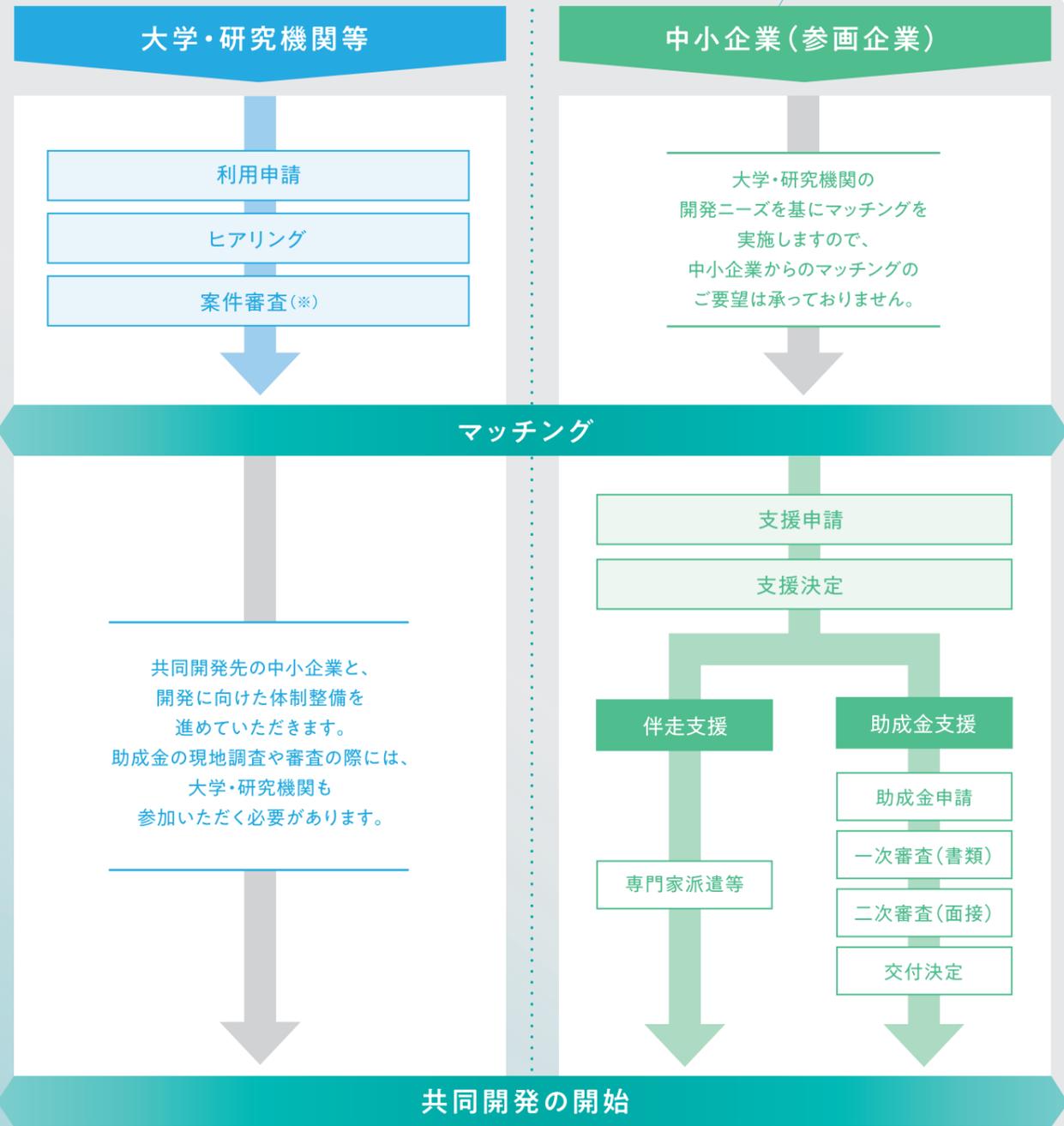


支援の流れ

社会実装参画による 多摩イノベーション創出事業



製品・技術開発を目指す
大学・研究機関等と
中小企業との共同開発を
支援します

※ 助成金の申請から遡って1か月前に案件認定を受けている必要があります。
マッチングを実施させていただく場合は時間を要しますので、お早めにお申し込みください。

ご利用方法

ご利用を検討の際は、ホームページをご覧ください、事務局までお問い合わせください

▶ お問い合わせ先

社会実装参画による多摩イノベーション創出事業 担当

TEL | 042-500-3901

Mail | tama-jisso@tokyo-kosha.or.jp

▶ ホームページ

社会実装参画による多摩イノベーション創出事業

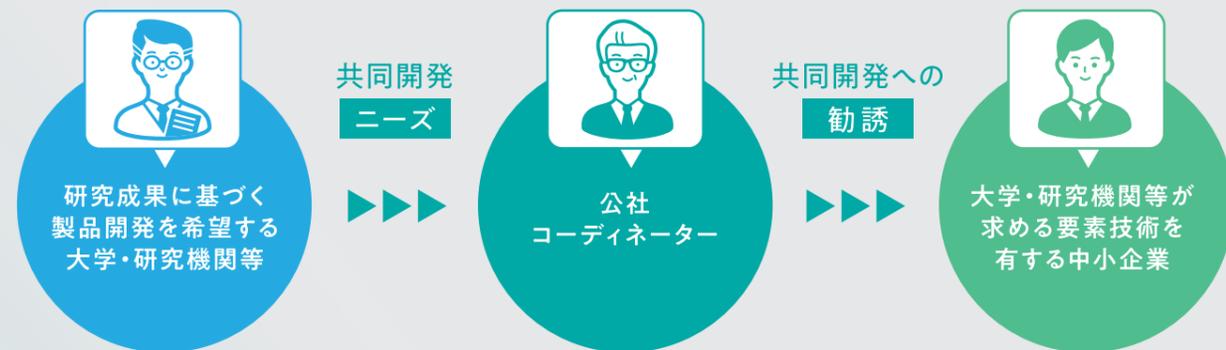
検索

URL: <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/syakai-jissou/index.html>



社会実装参画による多摩イノベーション創出事業とは？

研究成果に基づく製品・技術開発を目指す大学・研究機関と、都内中小企業とのマッチング等を行うことで、製品・技術の共同開発及び都内中小企業の先端技術分野への参入等を後押しします。



「大学・研究機関等」とは？

大学、研究機関、高等専門学校、
大学発ベンチャー企業など

「大学発ベンチャー企業」とは、社会実装の起点となる研究開発を実施していた研究者等が所属または顧問契約等を締結しており、かつ次の①～③のいずれかを満たす企業です。

- ① 大学の研究成果に基づく技術や特許等を事業化する目的で設立された企業
- ② 大学の研究成果に基づく技術移転を受けた企業
- ③ 大学からの出資や大学関係者の役員就任等の関係がある企業

対象とならない事業の例

中小企業が自社の製品開発のために大学・研究機関等に共同開発などを委託するもの（大学・研究機関側の構想ではないもの）

開発対象製品に大学・研究機関等の研究成果が用いられていないもの

大学・研究機関と中小企業の一方向のみが開発業務を担う、もしくは開発の主たる部分を第三者に委託するもの

※ 大学・研究機関等が既に特定の中小企業との共同開発を予定している（マッチングが不要である）場合、ヒアリングや審査を経て公社による伴走支援の必要性が認められれば、当事業の利用対象となります。

事業の特徴

① 大学・研究機関等と中小企業とのマッチング

- 大学・研究機関等の製品・技術開発ニーズに対して、共同開発先の候補となる都内中小企業を探索
- 一対一の面談会などを開催し、共同開発に向けた合意形成をサポート

② 専門家派遣などの連携サポート

対象 / 中小企業

- 開発開始の前後で技術、契約、知財、デザインなどの専門家を派遣
- 共同開発に向けて、中小企業の希望に応じたアドバイスを実施

③ 共同開発における経費の補助

対象 / 中小企業

- 共同開発の経費を助成（助成限度額5,000万円、助成率2/3以内）
- 共同開発先となる大学・研究機関等への委託費、技術指導費なども対象

事業利用のメリット

大学・研究機関等

都内中小企業400社以上の技術情報が掲載された「技術アピールシート」をご提供。技術情報や設備・生産能力をもとに、ニーズに適合した共同開発先の選定が可能です。

中小企業

費用負担を抑えつつ、先端技術分野への参入や新たな技術の獲得が期待できます。大学との開発経験がない場合も、合意形成に向けてサポートします。

対象となるプロジェクト

- ① 大学・研究機関等が自らの研究成果に基づいた製品・技術の構想を有していること
- ② 開発する製品・技術の対象市場やユーザーが、社会課題や市場ニーズを基に想定されていること
- ③ 中小企業に求める要素技術が明確であり、双方が開発作業に携わる共同開発案件であること

助成金の内容

助成対象

- 大学・研究機関等の研究成果にもとづく製品化等に向けた共同開発等

助成対象者

- 大学・研究機関等と共同開発を実施する都内中小企業
- 都内中小企業と共同開発を実施する都内の大学発ベンチャー企業

※ 大学や研究機関による申請はできません。共同開発先の都内中小企業または都内の大学発ベンチャー企業が申請してください。
※ 大学・研究機関等も現地調査や面接審査への出席が必要となります。

助成対象期間

- 令和8年3月1日から最長2年間

助成率

- 助成対象と認められる経費の2/3以内

助成限度額

- 5,000万円

助成対象経費

- 原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、委託・外注費（専門家指導費、規格等認証・登録費を含む）、直接人件費、産業財産権出願・導入費、不動産賃貸費（実証実験等）

申請期限

- 令和7年 11月14日（金）

※ 申請は電子申請にて受け付けます。詳細は助成金募集要項をご確認ください。

申請方法

- 助成金の申請手続きにつきましては、本事業における共同開発先として決定した企業に対して別途ご案内いたします。